

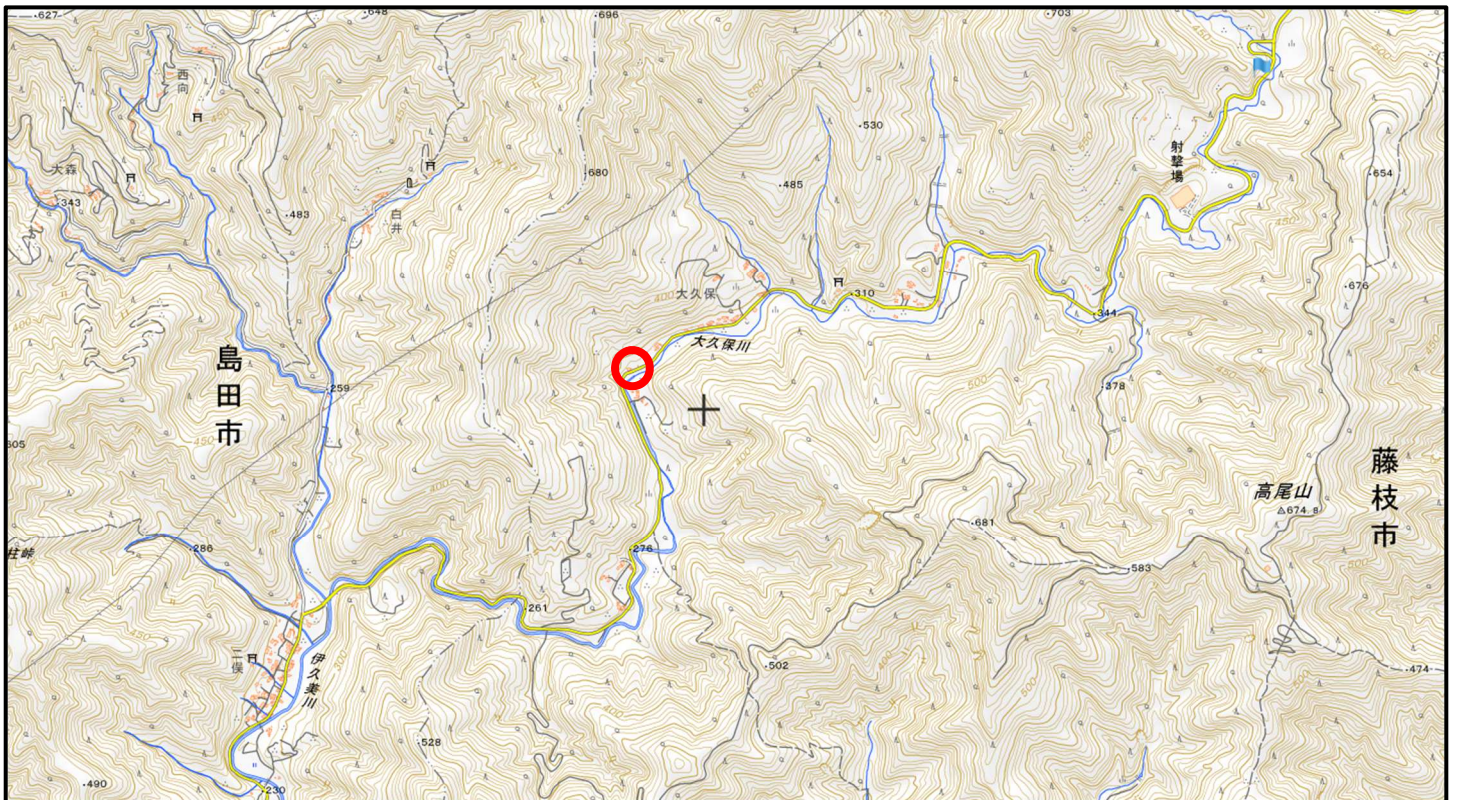
年 度	令 和 8 年 度	設 計 令和8年8月	設 計 者 氏 名	
			調 査 改 算 者 氏 名	
令和8年度同報無線柱更新工事 路 線 名 (河 川 名) 工 事 箇 所 藤 枝 市 大東町 外地内 工 事 概 要 ・子局柱更新工事 2か所				

位置図

市営大東団地



大久保第2



本工事費内訳表 (甲)

本 工 事 費 内 訳 表									
費 目	工 種	種 別	細 別	単 位	数 量	単 位	金 額		摘 要
							全 体	特殊二次製品	
本 工 事 費						円	円	円	
	機 器 費								
		材 料 費		式	1				第 1 号明細書
		基 礎 工 費		式	1				第 2 号明細書
		直 接 労 務 費		式	1				第 3 号明細書
		車 両 損 料 費		式	1				第 4 号明細書
		処 分 費		式	1				
	直 接 工 事 費								(材料費+基礎工費+直接労務費+車両損料費+処分費)
		技術者間接費		式	1				
		機 器 管 理 費		式	1				

本 工 事 費 内 訳 表 (乙)

費 目	工 種	種 別	細 別	単 位	数 量	単 位	金 額		摘 要
							全 体	特殊二次製品	
	機 器 間 接 費			式	1	円	円	円	(技術者間接費＋機器管理費)
	共 通 仮 設 費			式	1				
	純 工 事 費			式	1				(直接工事費＋共通仮設費)
	現 場 管 理 費			式	1				
	工 事 原 価			式	1				(機器間接費＋純工事費＋現場管理費)
	一 般 管 理 費			式	1				
	工 事 価 格								(工事原価＋一般管理費)
		消費税相当額		式	1				工事価格×10%
	請 負 工 事 費			式	1				

第 1 号表 材 料 費 一 式 明 細 書										
名 称	品 種	形 状 寸 法		単 位 数 量	員 数	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
		長	厚・巾(末口)							
空中線柱(高強度タイプ)						本		円	円	
レフレックスホーン取付金具	RANH					組				
ストレートホーン取付金具	RADH					組				
アンテナ	3DV-0608A					基				
アンテナ取付金具	RABA-9-12					組				
アンテナ取付金具	F-1型					組				
拡声装置取付金具	RABX					組				
電力引き留金具	RL-0					組				
スビ°ーカ端子函	SP-5					個				
自在ハ゛ント゛	IBT-308					本				
自在ハ゛ント゛	IBT-312					本				

明 細 書 (乙)

[illegible]

[illegible]

明 細 書 (乙)

[illegible]

第 4 号表

車両損料費

一式

明細書

[illegible]

令和8年度
同報無線柱更新工事

仕 様 書

令和8年8月

静岡県藤枝市

目 次

1. 発注仕様

1. 発注仕様

第1条 適用

この仕様は、藤枝市（以下、「発注者」という。）が計画している防災行政無線（デジタル同報系）設備子局の更新業務に関する事項について適用する。

第2条 目的

藤枝市内に設置されている防災行政無線（デジタル同報系）設備子局が業者による保守点検で危険度判定「中」を受けたことにより、耐久度を高めることを目的とし、柱更新工事を実施する。

第3条 契約の範囲

受注者が、この仕様に基づいて行う搬入、設置、調整、試験、引渡しまで一切の施工を契約の範囲とする。

第4条 諸手続

この工事施工に必要な諸手続きは、発注者の委任に基づき、受注者が発注者に代わって行うものとする。

第5条 施工基準

この工事の設計、製作、施工に関しては、この仕様に定めるもののほか、次の関係法規に従わなければならない。

(1) 法規等

- 1) 電波法及び同法関係規則
- 2) 有線電気通信法及び同法関係規則
- 3) 電気設備に関する技術基準を定める省令
- 4) その他関係規則、条例等

(2) 規格

- 1) 日本工業規格（JIS）
- 2) 日本技術標準規格（JES）
- 3) 日本電気規格調査会標準規格（JEC）
- 4) 日本電機工業会標準規格（JEM）
- 5) 日本電子機械工業会規格（EIAJ）

第6条 特許権等の使用

この仕様に定める機器の製作に関し、特許権、その他第三者の所有する権利の対象となるものを使用する場合は、すべて受注者の責任において処理するものとする。

第7条 設置場所

藤枝市大東町 860 市営大東団地
藤枝市瀬戸ノ谷 10665 大久保第2

第8条 工事期間

令和9年2月26日までとする。

第9条 完了及び引渡し

発注者の行う竣工検査をもって工事完了及び引渡しとする。

完了期限は、契約書に記載の工事竣工期日とするが、検査が受注者の責任以外の原因で遅れた場合は、この限りではない。

第10条 提出書類

受注者は、契約後発注者の指定する期日までに、次のものを提出しなければならない。

ただし、次のものに変更ある場合には、可及的速やかに処理すること。

提出部数については、別途指示する。

- (1) 工程表
- (2) 納入仕様書または承認図書
- (3) 検査、試験成績書（機器、材料）
- (4) 完成写真
- (5) 業務完了届
- (6) その他発注者が必要とする資料

第 11 条 保 証

この施設の運用開始の日から起算して 2 年以内に生じた調整不良及び故障で、受注者の責任と見なされるものについては、受注者は直ちに無償修理、又は代替品を納入するものとする。

ただし、受注者の責任以外とみなされる場合には、発注者と受注者が協議して処理するものとする。

第 12 条 受注者の責務

業務の履行に当たっては、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律第 10 条第 1 項の規定に基づく「藤枝市における障害を理由とする差別を解消するための職員対応要領」（平成 28 年 3 月 11 日藤枝市長決定）第 2 条に規定する不当な差別的取扱いの禁止及び第 3 条に規定する合理的配慮の提供について留意すること。

第 13 条 疑 義

この仕様並びに設計、製作、工事施工上疑義が生じた場合、受注者は速やかに発注者と協議の上、決定するものとする。

この仕様に明示のない事項であっても機能上当然必要と認められる事項については、受注者において充足するものとする。

遠隔臨場の実施に関する特記仕様書

本工事（業務）は、遠隔臨場の対象であり、受発注者間の調整により、遠隔臨場を実施することができる。

（定義）

第1条 遠隔臨場とは、建設現場において、モバイル端末等による映像と音声の双方向通信を用いた立会・段階確認及び検査のことをいう。

（適用）

第2条 遠隔臨場は、受注者がモバイル端末等により映像及び音声を監督員又は検査員等にリアルタイム配信を行い、双方向通信により相互に確認を行うことをいう。

（実施方法）

第3条 受注者は、遠隔臨場を行う場合、以下の作業を実施する。

（1）事前調整

受注者は、監督員と遠隔臨場の実施日時、適用（確認する項目・内容）、仕様（使用する機器・アプリケーションまたはサービス）、その他必要な事項について調整する。なお、電話、メール等での調整を可とする。

（2）実施記録

受注者は、遠隔臨場が行われた証拠として、通信履歴の画面キャプチャ（写真）、通話中の監督員又は検査員の映像を含む写真等のいずれかの記録を行うものとする。

遠隔臨場が行われた内容の記録は、監督員又は検査員の臨場又は実地に替えて黒板に遠隔臨場であることを明記した写真により行うものとする。

（実施手続）

第4条 遠隔臨場は、以下の手順により実施する。

（1）事前調整

受注者は、遠隔臨場の実施について、監督員と事前調整する。

（2）立会・段階確認、検査の申請

受注者は、遠隔臨場を実施する場合、段階確認・立会願（第2号様式）の確認項目欄又は検査依頼書の検査の種類欄に遠隔臨場であることを明記する。実施日時等の取扱いは、臨場の場合と同様とする。

ただし、監督員又は検査員が臨場の必要があると判断した場合は、遠隔臨場による申請を行った場合においても、臨場により実施するものとする。

（3）立会・段階確認、検査の実施

受注者は、所定の日時に、監督員又は検査員に対して通信を開始して実施する。

ただし、監督員又は検査員が必要とする情報が得られないと判断した場合は、遠隔臨場を中止し、通常の臨場で確認を実施するものとする。

（4）立会・段階確認、検査の確認

受注者は、遠隔臨場による立会・段階確認を実施した場合、段階確認・立会願（第2号様式）の確認書に、実施記録を添付し監督員に提出するものとし、遠隔臨場による検査を実施した場合は、検査終了後速やかに実施記録を監督員経由で検査員に提出するものとする。

（機材等の手配・仕様）

第5条 受注者は、以下の項目により遠隔臨場に必要な機器等を準備するものとする。

- (1) 受注者は、現場で必要となるモバイル端末及び通信回線等の準備を行う。
- (2) 発注者は、発注者が保有するインターネット通信が可能なタブレット端末等を利用する。
- (3) 利用するアプリケーションまたはサービスは、発注者が保有するタブレット端末等で利用が可能であり、かつ、発注者の利用に際して新たな費用負担が生じないものを受注者が選定する。

(費用)

第6条 受注者が行う機材等の手配に要する経費は、共通仮設費（業務の場合は諸経費）の率分に含まれるものとし、別途計上しない。

情報共有システム（ASP）の活用に関する特記仕様書

第1条（情報共有システムの活用）

本工事は、発注者及び受注者の間の情報を電子的に交換・共有することにより業務の効率化を図る情報共有システム(ASP)の対象工事である。実施にあたっては「藤枝市における情報共有システム活用要領」及び「藤枝市における情報共有システム活用の手引き」に基づき実施する。受注者は、情報共有システムの利用の有無を発注者と協議し決定する。利用する場合に必要な事項を以下のとおり定める。

第2条（システムの選定）

受注者は、本工事で使用する情報共有システムを選定し、発注者と協議し承諾を得なければならない。利用する情報共有システムは次の要件を満たすものとする。

- ・「土木工事」の場合

工事施工中における受発注者間の情報共有システム機能要件 （最新版）

（国土交通省）

- ・「建築・建築設備工事」の場合

工事施工中における受発注者間の情報共有システム機能要件 営繕工事編 （最新版）

（国土交通省大臣官房官庁営繕部 整備課施設評価室）

第3条（利用契約）

発注者及び受注者が使用する情報共有システムのサービス提供者との契約は、受注者が行うものとする。また、利用開始日、必要なユーザーID数やワークフロー機能の対象者等については、「事前協議チェックシート」に基づき、担当監督員と協議するものとする。

第4条（費用負担）

情報共有システムを利用する発注者及び受注者の費用は、情報共有システムへの登録料及び使用料であり、設計図書における経費のうち、共通仮設費の率分（技術管理費）に含まれるものとし、受注者の負担とする。

工事写真の電子データに関する特記仕様書

第1条（工事写真の提出）

当該工事（以下「本工事」という。）の工事写真を電子データの対象とするか否か、受注時に発注者、受注者協議の上、選択できるものとする。対象とした場合に必要な事項を以下のとおり定める。

第2条（工事写真）

工事写真は「写真管理基準」により撮影したものを指す。

第3条（電子データの作成）

電子データは、国土交通省版の「デジタル写真管理情報基準」に基づいて作成するものとする。

第4条（提出方法）

納品は要領に基づいて作成した電子データを電子媒体（CD-R）で2部提出する。

なお、納品の際には事前にエラーチェックを行い、エラーが無いことを確認した後、ウイルス対策を実施したうえで納品するものとする。

第5条（定めなき事項）

本仕様書および共通仕様書に定めのない事項や疑義が生じた場合は、必要に応じ監督員と協議するものとする。